

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6号機設計及び工事計画）【26】
2. 日 時：令和5年10月26日 14時00分～15時00分
3. 場 所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

義崎上席安全審査官、小林主任安全審査官、伊藤（拓）安全審査官、
宮崎安全審査専門職

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部 課長 他8名

原子力設備管理部 設備計画グループ 課長 他4名※

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 設備設計グループ 主任※

北海道電力株式会社

原子力事業統括部 泊発電所 保全計画課 主任※

北陸電力株式会社

原子力本部 原子力部 原子力安全設計チーム 副課長 他1名※

電源開発株式会社

原子力事業本部 原子力技術部 設備技術室 上席課長※

日本原子力発電株式会社

敦賀発電所 運営管理室 主任※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい。規制庁の伊東です。ではヒアリング始めたいと思います。事業者から説明の方をお願いいたします。
0:00:09	東京電力太田でございます。本日は基本の方針の資料 0 系統施設の個別項目と、原子炉格納施設になります。資料の方は、
0:00:21	KK6 本分 009 比較評価 0 と。
0:00:25	平均 6 本分 025 比較評価 0 になります。
0:00:29	では担当の担当の方より説明いたします。
0:00:37	東京電力原田です。
0:00:38	それでは原子炉冷却系統施設の方からご説明させていただきます。資料番号右肩ですね、KK6 本分、009、比較表開 0。
0:00:49	先行審査プラントの記載との比較表、原子炉冷却系統施設個別項目の基本設計方針。
0:00:55	になります。それでは表紙めくってください。
0:01:00	比較表になります比較表を用いて 7 号との差異をご説明させていただきます。
0:01:07	1 ページ目ですけど、ちょっと 1 点、
0:01:11	2 ポツ、原子炉冷却材再循環設備の隅括弧 33 条の 8 の記載になるんですが、こちら、7 号機側の方で、適用条文に 44 条 8-1、
0:01:25	張りつけられているんですが、こちら適用条文分の貼り付けミスとなりまして、こちら不要な記載となります。
0:01:32	したがいましてこちら適用条文に六法となる記載があるものではございません。
0:01:38	1 ページ目から 1010 ページ目まで、
0:01:42	につきましては、7 号機と同様の記載としております。ありますので、差異なしという形になります。
0:01:50	11 ページをお願いいたします。
0:01:56	4 ポツに格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱の記載となります。
0:02:03	段落として一番下の段落になります。こちら、江藤ナゴオオキの方で、圧力逃がし装置としているものを、こちら格納、6 号機の方で格納容器逃がし装置の方に、説明者の適正化という形で、
0:02:18	しております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:20	こちらに意味合いとしては同じなのですが、タイトルとしても、格納容器圧力逃がし装置と使用しておりますので、格納容器を追加しているものとなります。
0:02:31	ページめくっていただきまして、12ページにつきましては、7号機と6号機、再なしとなっております。
0:02:41	13ページお願いいたします。
0:02:45	13ページ、下から2段落目隅括弧63条17の記載となります。
0:02:51	こちらに記載されております、可搬型代替注水ポンプ、
0:02:56	通気カッコAII級、あと可搬型は型ストレーナー、こちらの共用記載に差異が出ておりますが、いずれもこれ7号機登録設備。
0:03:05	でございまして、グランドルールに従い、6号機側の方には、7号機設備を追加しているものとなります。
0:03:12	保管場所につきましては、いずれも荒浜側高台保管場所を湊側高台保管場所コウオオキ東側第二保管場所となりまして、これ7号機で申請済みとなっております。
0:03:25	次6、その下の段落になりますが整備カッコ63条の16になります。
0:03:31	こちらに記載されております、スクラバー
0:03:34	pH制御設備用ポンプ、可搬型窒素供給装置、水酸化ナトリウム水溶液。
0:03:40	こちら江藤先ほどご説明しました内容と同じで、7号機登録設備で保管場所につきましては、こちらはいずれも荒浜側高台保管場所を宮田側高台保管場所となります。
0:03:52	こちら7号機で申請済みとなっております。
0:03:56	その下の水酸化ナトリウム水オオキのところ記載の適正化という形で、差異理由示しておりますが、こちら水酸化ナトリウム水溶液ですが、7号機側の方には、6(6)7号機共用の後に、
0:04:11	(イ)、以下同じという記載がございまして、こちら66号機側の方では削除しております。
0:04:18	以降の基本設計方針において、水酸化ナトリウム水溶液が登場しないため、こちら削除という形で適正化をしております。
0:04:30	ページめくっていただきまして、14ページ以降ですね、19ページまで、基本設計方針については、6号機の記載ございませんので、
0:04:41	同様な記載となっております。
0:04:46	20ページをお願いいたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:49	20 ページ、中段ですね原子炉隔離時冷却系はが始まる隅角 60 条 7 の記載となりますが、こちら説明書の際、連番 5 歳、
0:05:00	連番号の差異となっております。こちらはSBO時に、RCICを現場起動する際の、
0:05:06	操作日について、弁番号が 7 号機と 6 号機で異なっているものがあるため、この弁番号の差異が出ております。
0:05:16	ページめくりまして 21 ページについては、6 号機 7 号機記載ございません。
0:05:25	22 ページお願いいたします。
0:05:28	22 ページ上から 2 段落目隅括弧 60 条の 5 の記載になります。
0:05:33	今度こちらは高圧代替給水系の記載となりまして、これも先ほどRCICと同じような話で、現場起動する際の操作弁について弁番号の差異が、
0:05:45	6 号 7 号で差異があるものとなっております。
0:05:51	ページめくりまして 23 ページから 29 ページまでの基本設計方針については、6 号 7 号、同じ記載となっております。
0:06:04	続きまして、30 ページお願いいたします。
0:06:09	30 ページですが、一番下の段落になります。隅括弧 71 条 12 の記載となりますが、大容量送水車、海水取水用の
0:06:19	共用記載が異なっているというもので、こちらも 7 号機登録設備となっております。保管場所につきましては、荒浜側高台保管場所を宮田側高台保管場所となりまして、
0:06:30	こちらも 7 号機で申請済みの設備となっております。
0:06:36	ページめくりまして 31 ページから 33 ページまでの基本設計方針記載につきましては、7 号機と同じ記載となっております。
0:06:45	再なしとなっております。
0:06:51	34 ページお願いいたします。
0:06:55	34 ページの中段の基本的方針記載ですね、隅括弧 63 条 31 の記載となります。
0:07:02	こちらも大容量送水車、熱硬化カッポ熱交換器ユニット用、こちらも共用の記載が異なっておりまして、こちらの号機登録設備、
0:07:11	保管場所としては、荒浜側高台保管場所を宮田側高台保管場所に保管されて設備となっております。こちらは何号機で申請済みとなっております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:23	ページめくりまして 35 ページから 37 ページ目までの基本的方針については、7 号機と同様の記載としておりまして、差異なしとなっております。
0:07:36	38 ページをお願いいたします。
0:07:40	38 ページの一番下の段落になります。驚見括弧 61 条、16 の記載となりますが、こちら燃料取替床のプロアートパネルのA棟、
0:07:51	記載で設備構成の差異となっております。こちらの 6 号機と 7 号機でプラントが異なっておりますので、設計仕様として、差異が出ているものとなります。
0:08:04	ページめくりまして最終ページとなりますが 39 ページにつきましては、6 号 7 号、再なしという形になっております。
0:08:12	原子炉冷却系統施設の個別項目について、ご説明は以上となります。
0:08:20	東京電力のカミハラコです。引き続きまして、原子炉格納施設の基本設計方針の方を説明させていただきます。
0:08:29	資料番号になりますが、KK6、本文-025。
0:08:35	各比較表書い 0 をお願いいたします。
0:08:41	表紙めくっていただいて、こちらサイリウム表のほうを記載させております。
0:08:48	こちらについては重立った差異理由を記載しておりますが、内容につきましては細箇所にて説明をさせていただきます。
0:08:57	ページ変わりをまして 2 ページ目、お願いいたします。
0:09:05	こちら、6、隅括弧 63 条、60 条、65 条、66 条、67 条、68 条。
0:09:16	に関する原子炉格納容器の記載箇所についてですが、記載内容については、最後ございませんが、
0:09:24	技術基準規則の解釈の改定に伴いまして、60 蓮見(6)十八条ニジュウサンこちらを追加してございます。
0:09:36	続きまして、5 ページ目になります。
0:09:43	こちら中段記載しております。隅括弧 54 条、63 条。
0:09:50	60 条、65 条、66 条、67 条、68 条。
0:09:57	に関する縮、真空破壊弁の記載箇所についてですが、こちらについても記載の内容に差異はございませんが、
0:10:06	こちらも技術基準規則の解釈の改正に伴いまして、追加後 68 条の 24、こちらを追加してございます。
0:10:19	続いて 12 ページ目になります。
0:10:28	こちら、
0:10:31	60 ウツミ角 60 条 6、60 条 12 の記載箇所になります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:38	可搬型代替注水ポンプ、括弧、AII級の7号設備、67号機共用についてですが、こちら7号機登録設備となりまして、
0:10:50	荒浜側高台保管場所、
0:10:54	大湊側高台保管場所と、5号機、東側第二保管場所に保管しております、
0:11:02	7号機にて申請済みとなっております。
0:11:09	続いて、17ページになります。
0:11:17	こちら、一番上の66条、55の記載箇所です。
0:11:23	コリウムシールドの寸法高さについて6号機では0.85メートル、7号機では0.65メートルと。
0:11:33	なっております、設計条件の違いによる差異となっております。
0:11:39	またこのページの一番下、66条11位の記載の箇所ですが、
0:11:46	こちらについてもコリウムシールドの
0:11:49	寸法高さについて、6号機、7号機で設計条件の
0:11:55	違いによる差異となっております。
0:12:02	続いて21ページになります。
0:12:09	こちら、ロウツミカッコ66条26の記載箇所になります。
0:12:15	中央制御室ですが、7号機設備徳永アオキコウ共用をと記載しております、
0:12:26	7号機登録設備でコントロール建屋内に設置しております、7号コウにて設定
0:12:34	申請済みとなっております。
0:12:39	続いて22ページになります。
0:12:44	こちら隅括弧70条3の2の記載箇所になります。
0:12:50	大容量送水車(5)原子炉建屋放水設備を、
0:12:56	と、放水砲をについて、
0:12:59	7号機設備六、七号機共用については、7号機登録設備となっております、
0:13:08	荒浜側高台保管場所及び、
0:13:12	大湊側高台保管場所に保管しております、7号機にて申請済みとなっております。
0:13:24	続いて、23ページになります。
0:13:29	A驚見括弧70上級の記載箇所になります。
0:13:35	こちら、泡原液混合装置及び泡消火剤、消火薬剤の75節、7号機設備、67号機共用屋外他については、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:49	7号機登録設備となっております、荒浜側高台保管場所、大湊側高台保管場所に保管しております、7号機にて申請済みとなっております。
0:14:04	続いてその下、70条12の記載箇所になります。
0:14:11	あわぎん木曾伴走者の7号機設備、67号機共用についてですが、こちらも7号機登録設備となっております、
0:14:23	荒浜側高台保管場所を湊側高台保管場所に保管しております、7号機にて申請済みとなっております。
0:14:34	続いて、鷲見(7)十条6-2の記載箇所になります。
0:14:41	汚濁防止膜、及び放射性物質吸着剤、小型船舶汚濁防止膜設置用の
0:14:53	7号機設備、67号機共用、屋外保管につきましては、7号機登録設備となっております、
0:15:03	荒浜側高台保管場所、大湊側高台保管場所に保管しております、7号機にて申請済みとなっております。
0:15:17	続いて、27ページになります。
0:15:25	こちら、7号機側中段のところの
0:15:30	隅角68条7の記載箇所についてですが、
0:15:36	設計基準対象施設設備と記載しておりますがこの設備を削除しまして、記載の適正化をしております。
0:15:49	続いて、28ページになります。
0:15:54	隅括弧67条24の記載箇所です。
0:16:02	可搬型窒素供給装置の7号機設備、67号機共用については、7号機登録設備となっております、
0:16:14	荒浜側高台保管場所を湊側高台保管場所に保管してまして、7号機にて申請済みとなっております。
0:16:27	続いて、31ページになります。
0:16:33	角加古67条17の記載箇所についてですが、
0:16:38	いや、
0:16:40	可搬型は井形ストレーナーノロ7号機設備、67号機共用について7号機登録設備となっております、
0:16:49	荒浜側高台保管場所を湊側高台保管場所及び、
0:16:55	5号機東側第二保管場所に保管してまして7号機にて申請済みとなっております。
0:17:03	また、
0:17:05	5ページ以降にもですね可搬型は映画とストレーナーの記載がございますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:11	以下同じの記載を追加してありまして記載の適正化を実施してございます。
0:17:21	次の隅括弧 67 条 19 呉の記載箇所になります。
0:17:28	スクラバ水pH制御す。
0:17:31	設備用ポンプ、水酸化ナトリウム水溶液の 7 号機設備、67 号機共用については、7 号機登録設備となっております、
0:17:41	荒浜側高台保管場所を湊側高台保管場所に保管場所、保管しております、
0:17:48	7 号機に、
0:17:50	申請済みとなっております。
0:17:54	また、
0:17:57	7 号機側に、の可搬型窒素供給装置の
0:18:02	67 号機共用以下同じの記載について、28 ページのところ、記載の共用の記載を以下同じと記載しておりましたので、
0:18:14	こちら共用の記載を削除しまして記載の適正化を実施してございます。
0:18:24	続いて、
0:18:29	7 号機側の 67 条 44 の記載箇所になります。
0:18:36	こちらについて、こちらについては、
0:18:40	設計基準対象施設設備と記載しておりますがこの設備を記載の削除をしまして、
0:18:47	適正化をしております。
0:18:53	続いて 60、角加古 68-8 の記載箇所になりますが、その上に 3 ポツ 4 ポツ後、
0:19:04	オオノ記載箇所をについてなんですけれども、
0:19:07	こちら、技術基準規則の解釈の 68 の改正をですね、反映
0:19:15	して、格納容器圧力逃がし層ちいの原子炉建屋放水、
0:19:22	建屋水素爆発の基本設計方針を追加しております。
0:19:27	これについては当ページから 34 ページのロツツミ角 68 条 31 にかけて記載しております。
0:19:42	内容に関しては、設備の違いに、不
0:19:48	がございまして、基本的に先行の島根 2 号機と同様の内容を含む記載となっております。
0:20:02	続いて 34 ページになります。
0:20:08	こちら、60 鷺見括弧 68 条、18-1、中段の段落になりますが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:17	こちら、次回提案、提出時に削除させていただきたい箇所がございます。
0:20:23	詳細については最後の方にまとめて説明させていただきます。
0:20:32	続いて 37 ページとなります。
0:20:40	こちら、65 条 21 と 68、地上 18-2 の記載箇所を、になりますが、
0:20:51	そちらは先ほど言った詳細の説明箇所となります。
0:20:57	遮へい体の設置について、7 号機は、
0:21:00	地下 1 階と地上 2 階、
0:21:04	6 号機は地下 1 階のみと、また、遮へいの厚さの設計条件により、サインが発生しております。
0:21:15	また、6 号機は、地上 2 階の遮へい厚さの記載を削除しております。
0:21:24	これに伴いまして、次回提出時に削除させていただきたい箇所がございます、
0:21:32	段落の中段に記載してございます、一次隔離弁括弧 D/W 側の操作を行う。
0:21:42	原子炉建屋地上 2 階、
0:21:44	こちらの記載の部分ですが、削除が漏れておりましたので、削除させていただきたいと考えております。
0:21:54	あわせて先ほどの 34 ページに戻りますが、
0:22:03	こちら 34 ページ、68 条 18-1 のところで、
0:22:10	下から 3 行目になります。こちらも一次隔離弁、括弧 D/W 側の操作を行う、原子炉建屋地上 2 階、
0:22:21	の記載の削除が漏れておりましたので、こちらさせ、削除させていただきたいと考えております。
0:22:31	また、再度、37 ページの 65 条 21、68 条 18-2 に戻りますが、
0:22:41	こちら、技術基準規則の解釈の改正に伴いまして、隅括弧 68 条 18-2、こちらを追加してございます。
0:22:54	以上、原子炉格納施設ですね、基本設計の設計方針の説明、終了させていただきます。
0:23:08	はい、規制庁の伊藤です。
0:23:12	と、
0:23:14	ちょっと私から確認なんですけども、
0:23:25	と、
0:23:29	そうですね例えばでいいんですけど、
0:23:33	ちょっと簡単な確認なんですけど、20 ページ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:38	えーとですね。
0:23:41	個別現例の個別の 20 ページで、
0:23:54	あと弁番号の差異でこう書かれてるんですけど、一部はおんなじ弁番号が書かれていてこれは
0:24:02	同じ弁ってことで、どちらでも使ってる、共用の弁っていう理解でいいんですかね。
0:24:14	東京電力原です。同じ番号の上につきましてはこれ、6号と7号機で、たまたま同じ番号になっているだけであって個別に共用ということを示したわけではございません。
0:24:25	規制庁の伊藤です。わかりました。
0:24:28	たまたまで孫が一緒っていうそれだけなんですね、理解しました。
0:24:32	それとですね、
0:24:37	3、
0:24:39	と格納施設の方の、
0:24:41	31 ページ。
0:24:51	ここで後半から、
0:24:55	木曾空の解釈の改正を反映ということでいろいろ追加されてるんですけど、
0:25:02	これは島根の記載を倣って、作成されてると思うんですが、その島根との、
0:25:11	何か差っていうのは何かあるんですかね、この記載の中で、
0:25:23	1km大田でございます。
0:25:25	衛藤。
0:25:27	差が出てるところとしましては例えば 33 ページですね。
0:25:32	の真ん中の 68 条 19 ですけども、こちらの
0:25:37	空気作動ベーンに関する記載になっておりまして、おそらくこれシマの方には、そのような設備がないので、K6 だけに現れてるということになってると思います。
0:25:49	それから一番下の 3、6813、
0:25:53	自由ですかね。
0:25:55	こちらは水位制御するドレン移送の記載で次のページの一番上は、
0:26:02	この水制御で運営と水を補給する設備ですね、それからその次がpHを制御するための設備、これらの継続でございますので、
0:26:12	差が出てるといこと。
0:26:15	になってございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:18	それから、差があるのが二つ下の 68 条 18-1。
0:26:24	ですけども、こちらの放射線防護の記載ですけども、
0:26:29	基本的に防護するという設計自体は変わりませんが、うちの方は少し手厚く
0:26:34	遮へいをつけるということは、記載されているのでちょっと差ダテてると、それ以外のところは基本的な差はないと考えてございます。
0:26:46	規制庁のイトウです。そうすると
0:26:50	手嶋の柳設備がK6 にあってその部分で差が出てるっていうのと、
0:26:56	あとは記載の、
0:26:59	充実化というか、より丁寧に継続の方記載されているっていうので遮へいの部分があらわれてるという理解でよろしいですか。
0:27:10	東京電力太田でございますその通りでございます。
0:27:14	はい。規制庁のイトウですわかりました。
0:27:16	あと、
0:27:19	ですね、すみませんちょっと聞き逃しちゃったかもしれないんですけども説明の中で一次隔離ベーン、
0:27:26	の、原子炉建屋 2 階のところの話が出てて、ここって何で削るんですけど、すみませんちょっと聞き逃しちゃった。
0:27:36	教えてください。
0:27:38	ページで言うと多分 34 ページと 37 ページでしたっけ。
0:27:45	東京電力太田でございます。37 ページのところわかりやすいんですけども、
0:27:52	隅括弧 65-21 フジノ、上に 18-2 のところで、
0:27:59	実際にこれ被ばく評価でその時の
0:28:04	遮へい体なんですけども、既存の躯体の遮へい等、追加の遮へい等ございまして、
0:28:10	ここに追加遮へいが鉄板 20、打てば
0:28:16	追加遮へいが記載されているんですけども、
0:28:21	その差があつて被ばく評価上追加遮へいを期待しているのが、7 号では、地下 1 階と二階、6 号の方は、
0:28:33	近田家という違いがありまして、
0:28:36	この社体の記載になってると。
0:28:39	いうことでその上の方の

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:44	設置するっていう、記載の部分が、あそこ飛ぶその実際の車体の記載のところと整合がちょっととれていなかったっていうところがありますので、
0:28:53	この二階部分は不要と。
0:28:55	そういう整理でございます。
0:29:03	はい。規制庁の飛田ですわかりました。下の、この青字の部分の修正を、
0:29:10	反映し、し漏れてたっていうそういうことですかね。
0:29:14	この同じ湘南小というか段落の青字部分の、
0:29:20	ところに計 6 と計 7 でされてるけどもそのこの、
0:29:23	反映が上の部分でできてなかったんでこども削りますと。
0:29:28	はいその通りでございます申し訳ございません。
0:29:31	東京電力太田でございます。はい。規制庁の伊藤です。わかりました。
0:29:36	それ、
0:29:38	このす。
0:29:39	すいません。私からは以上です。
0:29:48	規制庁のヨシツグです。今の説明そして備考のほうに追記いただけるでしょうか書いてないと、やっぱりわからないので、差分について、あとは追加とか削除のところは、
0:30:00	差があるので、備考に、詳細記載お願いします。
0:30:05	富永大田でございます。はい。
0:30:07	差異についてその他の部分を含めて、この資料では間に合ってくださいませんが、最終的な資料では、わかるように記載したいと思えます。
0:30:17	はい。規制庁の井関ですよろしくお願いします。
0:30:21	私から 1 件、元例の個別の、
0:30:26	方で、
0:30:28	ちょっと私もちょっと忘れてしまったんですけど、あと、34 ページの、
0:30:34	大量送水車、熱交換器ユニット用、
0:30:41	熱交換器自体も、
0:30:44	共用になるっていう理解でよかったですか、これ。
0:30:46	大容量送水車。
0:30:49	大容量送水車カッコ熱交換機ユリと言って書いてあるんですけど、熱交換器も入ったものでしたっけ。ちょっと確認ですけど。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:01	東京電力の羽田です。熱来代替RCW熱交換機については、67号機共用の設備となっておりますが、大容量送水車を、
0:31:12	括弧に国会議員と用、これが設備名称でございますので、はい。
0:31:18	後半熱交換器ユニット自体も、
0:31:21	共用という形になります。
0:31:24	規制庁の井関ですんがクリタかったのは、その熱交換器ユニットも共用だったなと思って、
0:31:32	そのときに確か、6号7号で確か熱容量が、
0:31:37	別だった方、おっきな方を
0:31:41	に合わせてたような気がして少し記憶が定かではないんですけど、共用にするっていうことは、
0:31:49	6号7号で、熱容量が大きい方を除熱できるようにしてたと思ったんですけど、そこは六、七で同じだったんでしたっけ。
0:32:03	東京電力原です。熱交換金等につきまして、詳細についてはまた4点セットの要目表のところの説明したいと思います。要目表の容量としては6号機で使用する場合と、7号機で使用する場合、それぞれで使用する容量が、
0:32:20	記載しております、
0:32:21	両方で6号機でもなくても、どちらでも使える。
0:32:26	仕様になっております。
0:32:29	はい。規制庁イセ確かそんな記憶があって、それで動きなり両方とも使ったことは、大きい方を網羅するような容量だったと。
0:32:39	かと思ったんで確認したんですけども、
0:32:42	今後説明ということでわかりました。
0:32:47	規制庁吉崎です私からは以上です。
0:33:00	規制庁宮崎です先ほど弁番号が同じっていうページがありましたでしょうね。何名だったかな。
0:33:10	20ページ元令の20ページですかね。
0:33:17	これって一。
0:33:20	全く一緒なんですかそれとも例えば頭に、6とか7とか、そういった識別の番号がついてるとか、
0:33:28	いうのはいないんでしょうか。
0:33:34	東京電力原です。弁番号としては、全く一緒になります6号、7号という識別は弁の方には特についていないという、
0:33:45	ところになります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:51	規制庁の宮崎です。これまた後程また後で細かいところの話、これはヒガシのところでも多分説明があると思うので、
0:34:03	その辺をちょっと詳しく聞かせてもらいますこれ
0:34:08	ヒューマンエラーの観点からこういった識別については何か、
0:34:14	はあると思うんですね、考え方みたいなんですか。
0:34:18	その辺は言えば大丈夫でしょうかっていう話なんですけど。
0:34:31	東京イクノオンダです。
0:34:34	弁番号が一緒の部分とかがあるので、
0:34:39	例えばですね、図面とかで、6号とか7号とかわかるようにはなって、
0:34:44	おります。あとは、SA設備の操作する対象弁については、
0:34:49	識別がわかるように工夫はしてまして、
0:34:55	現場では、わかるようにはなってます。
0:34:57	情報。
0:35:00	それぐらいしか言えないんですが施工の工認の説明書上では何も出てこなくてですね、
0:35:07	現場を見ないとわかんない感じになってますけど、識別ってか、は、
0:35:11	間違えないようにはしてあります。
0:35:14	はい、規制庁ミヤグス後任のを今審査なのでそういったちょっと観点が違うと思いますので、ちょっとその辺はまた後日、ちょっと教えていただくかなと思ってます。
0:35:27	それ。
0:35:28	あとすんタテやすい件でいろいろ記載が追加されて先ほどイトウ等もシバ値との相違とかですねいろいろ、
0:35:38	確認があったんですけど、
0:35:43	ざっくり6号機、7号機、
0:35:47	設備の相違、大きなところで、設備の相違っていうのはないっていうふうに考えてよろしいですよ。
0:36:09	東京電力大田ということで、今のご質問は68条の対応のために何か変わっているかと、そういうご質問でしょうかSAとなって来ましたのでちょっとあれですけど。
0:36:22	特に、はい同じでよろしいで68の観点では、
0:36:27	東電の太田でございます。68条は65条のフィルターベント設備を68条で使いますという、
0:36:38	そういう要求になっておりますので、そのまま65条の対象のフィルタベント設備がそのまま、68条の対象になっているので設備構成自体は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:49	特に 68 のために追加しているというものはございません。
0:36:53	はい。規制庁ヨシツグその辺もですねいや改正条文で、65 条の過圧破損のところ持ってきたっていうのを、何か一言入れてもらおうとそこと同じ内容になってると。
0:37:05	そういうことでよかったですかね。
0:37:06	そっから変更はないですよっていう確認がしたかったってだけですけど。
0:37:14	ほぼ例年流大田でございます。この基本設計方針の記載ですと、
0:37:21	実際には 65 条と 67 条お答えまして、67 条は格納容器の水素爆発防止の要求になってまして、
0:37:31	なので 65 条をそのままコピーしているかというのと、そうではなくて、68 条の記載の方がしっくりするところもありまして、そういうことで 65 条と 67 条を、
0:37:43	取り込んだような記載になっておりまして、結果としてセンコーとも会う記載になっているという状況でございます。そういう意味で 65 条、コピーという形ではございません。
0:37:56	規制庁の井関です。わかりました。その辺、少しそのまんまではなくて、ある程度適正化した上で反映しているということで、
0:38:06	要するに
0:38:09	7 号機、
0:38:11	の設計方針と変わらない、それを持ってきたっていうところで、
0:38:17	よかったですかね。
0:38:20	イトウ 100 大田でございますが、既存のフィルターベント設備を流用してるといようなことがわかるように、記載にしたいと思います。
0:38:31	はい。規制庁ヨシツグはい。
0:38:34	ちょっとややこしいんですいませんよろしくお願いします。
0:38:38	規制庁の宮崎です申し訳ありません。ちょっとわかりにくかった質問でした。
0:38:44	要は先行の 7 号機との違いということで、先ほど条文も含めてですね、わかるようにしていただければという趣旨の質問でした。
0:38:54	私の方からは以上です。
0:39:01	原子力規制庁の小林です。まず現 0 の方の
0:39:06	2 ページですね、これ確認なんですけれども、2 ページの中に 3.2 の原子炉冷却材圧力バウンダリがありましてございまして、その中で中段にですね、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:18	原子炉冷却材圧力バウンダリは、次の範囲の機器及び配管とするという記載がございます。ちょっと僕、ここをもう少し記載が本当あるのかなと思っていて、本当は、
0:39:30	冷却材バウンダリの範囲っていうのは多分弱米津 602004 に規定された範囲でバウンダリって決まっています、それに従ったものが多分(2)以降に書いているという認識なんですけどそれでよろしいですか。
0:39:54	あのこれ電気協会がみずから作ったものでこれに従って多分あの全部作ってるはずなんですけど、それはスパッと答えてないんですか。東京電波大田でございます。うん。
0:40:05	基本的にはそうなんですけども設計思想としては、ただここもこれらの記載が技術基準規則側に落とし込まれて書かれていますので、
0:40:16	今日もその要求に満足しているという記載をここには書いているという状況でございます。原子炉規制庁小橋です。確かに
0:40:25	次アピオ 602 とこの技術基準というのは結構
0:40:29	うまく紐づけできてないっていうのは事実なんですけど実際野瀬アノ設置としてはバウンダリーの設定としてはやっぱり弱の方にイセしたがって設定されているという認識でよろしいんですね。
0:40:41	バウンダリーの範囲っていうのは多分 4602 で決まってると思うんですけどもそうじゃないんですか。基本的には当局大田でございます。基本的な設計思想はその通りでございますけども、
0:40:53	例えばバウンダリ拡大等も行われておりますので、技術基準側の
0:40:59	要求変更で、そういう意味では技術旧規規則にのっとった設計Aであるという適合性を今回は説明するということとなりますが、原子炉規制庁、
0:41:10	104 オク 022 よりもさらにバウンダリが拡大されているっていうことなんですか。ちょっと私認識不足で申しわけないなんですけど、東北電力太田でございます。今回新規制で、そのようになってるという理解でございます。すいません。申し訳ありませんでした。
0:41:25	もうてつきり僕重役 40602 がすべてだと思い込んでたんでちょっとすいません。はい。
0:41:30	それです、次にちょっと簡単なこれ誤記じゃないかなっていうところなんですけど 20 原理の 24 ページをお願いします。
0:41:40	一番下の方に低圧代替注水系常圧っていうのがありましてございまして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:48	復水貯蔵槽を水源とすることでサプレッションサプレッションサプレッ ション・チェンバを水源とするって書いてあんですけど、サプレッションチェン バはあくまでも流路であって、水源というのはサプレッションチェンバ
0:42:01	のプール水が水源だと思うんですがここは単なる動きという認識でよろ しいですか。全部多分流路と水源は全部書きかえて書き上げているはず なんですが、多分パツと見た感じここだけちょっと。
0:42:13	水泳の書き方が違うかなと思うんですがそういう認識でよろしいです か。
0:42:18	多分水流路と垂涎ワダあ書き分けてるはずですよ。
0:42:29	東京電力、原田です。
0:42:31	こちらの記載は、
0:42:34	基本的方針ですのでEPの方を引用して作成しているものとなります。
0:42:42	様式7の資料に、
0:42:45	なりますが、
0:42:47	はい。
0:42:48	実際は他の全部水源はサプレッションプール水を水源としてるわけでし よ。だからEPもだから、
0:42:55	あれじゃないの本当は、
0:43:00	すいませんこちらの記載については、東京イクノです。
0:43:05	ちょっと全部よ、読みますけど低圧代替注水計画常設は復水貯蔵槽を 制限とすることで、サプレッション・チェンバを水源とする残留熱除去系 かつこ低圧注水モードに対して異なる水源を有する設計とすると。
0:43:20	書いてあります。これは、健全性の要求で、多様性アノというか、SAの
0:43:27	設備の要求として多様性独立性、
0:43:30	位置的分散というのが、要求されてましてそのうちのこの多様性がある ってところを示すためにこういった記載にしておりますので、
0:43:39	低圧代替注水系常設自体は、CSPを水源として、
0:43:45	いるものであって、DBA設備である残留熱除去系は、サプレッション・チ ェンバを水源としてるんで異なる水源を使ってるから、
0:43:55	大丈夫ですよってことを示すために書いてるものです。それは重々 承知なんですけどじゃあ島根2号機の方の記載見てください。
0:44:05	僕は残留熱除去系の水源としてっていう記載の意味で言ったんですけ どそれはシマ2号機の方を見てくださいって、ただ別にこのままでも別に 私はいいいんですけれども、今までもその書き分けのポリシーとはやっぱ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	り今の違うんじゃないかなと思って、シマ2号機の方でしっかり見ていただけませんか。
0:44:29	いや、
0:44:36	基本的に書いてる構成は一緒だと思ってますけども、これ一緒だけどさべーションチェンバーと、流路で喋んションチェンバのプール水が水源っていう書き分けはずっとそのポリシーがずっとあるはずで、
0:44:49	僕が言っているのはすごい、ずっとも面白いことなんですけど、これはサプレッションチェンバわあ、その残留熱除去系の方の水源ガスについてのことを僕は指摘してるんですが、別に
0:45:01	低圧代替所、注水系のことを言ってるわけじゃなくって、
0:45:05	いや、
0:45:08	残留熱除去系の低圧注水モード自体は、サプレッション・チェンバを水源にして使ってますので、だからそれはいいんだけど、アベ線天端はこの今までの購入の中で水路ルールでしよって、
0:45:18	水源はサプレッションチェンバのプール水が水源でしよってそういう書き分けをずっとしてるんじゃないのって今までそういうお作法なんじゃないのっていうのを聞いてるんですよ。
0:45:31	S/Cを水源とするっていうことで設置局からずっとこう、いやいや他のところの水源ところ全部水源チェンバのプール水を水源と書いてますよ。
0:45:49	ちょっとすみません。
0:45:51	ご指摘はご最もだと思うんですけどちょっと確認して、
0:45:56	はい、じゃあ、例えば本当に、22 ページとかの 5.3 の、
0:46:06	工程 3 のところとかを見てもちょっとフォアもう一度書き方のポリシーをもう一度見てもらいたいと思うんですが、多分サプレッション・チェンバプール水が水源だと思ってさべーションチェンバはあくまで流路。
0:46:18	という書き分けだと思いますんで、別に1ヶ所ぐらい間違うが何しろ僕はいいいんですけど、ちょっとそういうそういう認識が僕の認識が間違ってる間違ってるんですけどそれが皆さんの中で当然共有されてなされないでちょっと、
0:46:30	ちょっとびっくりするかなと思っただけです私から以上です。
0:46:40	一応確認だけは1人いてください。もし私の確認が間違ってたならそれはそれで構わないので、
0:46:46	はい。
0:46:52	東京電力原です。こちらの方については確認させていただきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:57	EPと整合とるならそうしこういう記載だったらしょうがないかもしれないですけど、一応、度どういいういいう方針で一貫性を持って書かないかっていうことは、もう一度明確化された方がよろしいかと思ます。
0:47:11	次に、
0:47:14	また同じような質問があつて申し訳ないんですけども、原子炉格納容器の基本方針のところの2ページまた同じようにもう隔離弁の設置というところで、
0:47:25	要するにPCアノか、原子炉格納容器のバウンダリ書くのか。
0:47:31	PCVのバウンダリについてなんですけどもこの1.2のところの隔離弁のところなんですけど、こちらはどうなんですかね弱4602004。
0:47:40	からまたさらに拡大された範囲があるんでしょうか。僕工認ガイドを見ると全部バウンダリについては、4602004に従うというふうのうちの方の工認ガイドに書いてあるから、
0:47:51	ほぼほぼそれに従って作ってると思ったんですけども、ちょっと基準で拡大されてる部分もあるってちょっと初めて知ったんですが、格納容器の方についても、基準でさらに拡大してるんでしょうか。
0:48:04	基本はバウンダリーがJEAG4602004で、バウンダリーが設定されてそのバウンダリーが二次格の範囲に入ってるっていう基本設計だと思ってたんですけど、その認識でよろしいですか。
0:48:24	東京電波大田でございます。特に各格納容器バウンダリーの方に関しては特段拡大とかされてないという認識でございます。従来から変更ございません。
0:48:35	はい、原子力規制庁の小林です。今回の拡大を基盤だり、今も格納容器バウンダリーとあとはもう先ほど言った冷却材バウンダリにつきましては、バウンダリーについてあんまり許可では見てなくて、
0:48:48	ですなただ多分こういうところで説明されると思ますけれども、
0:48:53	新しく新規制基準とかSAで新たに接続すること機器を既設に接続することでまた新たなバウンダリを発生すると思ますので、
0:49:03	そこは漏れなく多分説明していただけるんだと思うんですけども、そこ、それはジャックにしる基準にしるそれに従ってちゃんと設置されているということと石狩市二次格内に設置されているということだけは真木それが多分基本だと思ますので、
0:49:18	そこはもれなく少しご説明させていただければ、個別に説明していただければと思ます。よろしくお願ひします。
0:49:26	東京電力太田でございます。了解いたしました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:30	あとすいませんもう1件で先ほど水素の対策のところございましたけれども、31ページから33ページまであって、こうやってそのあとの、
0:49:42	35ページ以降の圧力逃がし弁圧力逃がし装置とほぼ同じ記載になっていて、
0:49:50	ですよねほぼほぼ同じ記載になっていて、違うところって本当に違うところで水素の排出に関するところだと思うんですけど、本当の違うところ多分2ヶ所、
0:50:00	ぐらいしかないと思うんですけど、ちょっとその辺だけ、もう一度説明し、どこが違うかって説明なかったのでアノか要するにアノ系なのその厚。
0:50:11	フィルターベントの記載と違うところっていうところが書かれて、説明なかったねどこが違うかっていうことだけちょっと今、主要なところを教えてくださいませんか。
0:50:29	当局大田でございます。ちょっとすいませんえーとですね
0:50:32	全く新しい記載は一つもなくですね、基本的に65条と68条の記載、7条の記載を、
0:50:40	展開してございます。
0:50:43	原子炉規制庁の小林です。私の目が悪いんでしょうか32ページの一番上の段のところですけども、
0:50:50	ここにはですね一番、一番上の、
0:50:53	パラグラフですけど最後に事項に雨水水反応、水素の放射線分解等により、より発生する格納容器内の水素ガス、
0:51:03	及びつつ酸素ガスを大気に排出することができる設計とするっていうところと、あとは、1234段落目のところ2行目のところに原子炉格納容器から水素ガスを排出するためっていう記載があるんですけど、
0:51:17	これが35ページ以降の、
0:51:21	圧力2月装置には、
0:51:22	入ってあるんでしょうか。私は密形られなかったんですけど。
0:51:30	極力大田でございます。32ページの一番上のさ、68上級のジルコニウム。
0:51:38	という記載に関しましては、
0:51:41	えーとですね。
0:51:44	29ページの、
0:51:48	一番下のところですね。
0:51:50	下から2行目からジルコニウム。
0:51:53	云々というこの67条の記載がございまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:59	同じ水素爆発防止ですので、こちらの方が記載があるということで、67条側のものが68条に展開されていると、使っているという状況でございます。申し訳ない私後ろの方を見て、
0:52:12	比較したものですからちょっとそこでは違うなというふうに35ページ以降の
0:52:17	でちょっと見て、
0:52:18	格納容器圧力逃がし装置があつてすみませんそちらの方では見てちょっと比較して、今言ってしまったんですがすみませんちょっと間違っていました。申し訳ありませんでした。はい。私からは以上です。
0:52:29	戸部東京デリカ太田でございます。はい。35ページ以降が65条の記載で、その前の、
0:52:36	前の青字のところは68条その前のと記載、67条の記載がその前にあると。そんな構成になってございます。
0:53:00	規制庁井関です
0:53:02	今例えば今の
0:53:06	Cvの基本設計方針で、
0:53:08	追加したその条文のところ例えば5ページだとか、
0:53:14	5ページは68条の24が追加というふうに説明あつたんで、先ほども言ったようにちょっと差分については、この、これが、
0:53:25	何かの理由で追加になつたっていうのは、
0:53:30	備考のほうで明確に書いておいてください。
0:53:36	東北電力太田でございます。
0:53:38	はい了解いたしました差異なしでありましても鷺見加古が変更になれば、あそこに加工費でも変更があるので、追記したいと思います。
0:53:48	はい。規制庁吉崎です。よろしく申し上げます。私から以上です。
0:54:02	東京役の太田です。先ほどの小林さんのご質問ちょっと、
0:54:07	1例でご回答したいと思つてまして。
0:54:11	先ほどのご指摘があつたところで当社内で言えば、例えば20、現0個別22ページで、
0:54:23	どこに、
0:54:27	おっしゃる通りですねプール水を使うっていう記載があるんですけどちょっとお待ちください。
0:54:37	あ、すみません、22ページですね、中段の32条の7。
0:54:43	残留熱除去系低圧注水モードは、うんたらかんたらで、サプレッションチェンバのプール水を、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:50	炉心シュラウド外に注水し、炉心を冷却する設計とすると。
0:54:54	これはこの記載は、そのものの設計としてこういうものを使って冷却しますよって言うてる場合には、プール水って使うように統一されていると考えてます。
0:55:06	片やですね、24 ページの先ほどの水源の比較のところは、
0:55:13	サプレッション・チェンバを水源とすると書いてあります。これ、
0:55:17	26 ページに、
0:55:19	の一番最後、低圧代替注水系可搬型のところでも、
0:55:24	サプレッション・チェンバ
0:55:27	を水源とする残留住居系ということで、
0:55:30	単純な多様性位置的分散独立性のところに関しては水源だけに着目して、記載を変えて、
0:55:39	いるっていうふうになっているはずなんですけど、全部がそうなってるかちゃんと確認しておきます
0:55:46	の家プール水って書いても全然問題ないと思ってますのでちょっと、
0:55:52	記載を変更するかどうかも含めて確認させていただきます。
0:55:56	設置許可の記載を変え、
0:55:58	キタノが私なので、すみません
0:56:02	ちょっと申し訳なかったんですが、そういう書き分けになってます。
0:56:07	今のところと当社の整理としてはそうなっていて、他社と違うところがあるんでちょっとどうするか確認します。
0:56:14	規制庁の話ですがちょっとこれだけだとそのポリシーがすいません見えなかったの、今見える範囲で、私はちょっとこういう書き分けしてるのかなと推測して指摘したところでございます
0:56:25	別になお、そちらのポリシーがちゃんとしてれば別に私としては、直す直さないよこれぐらいの子、録音されるかも言っちゃいけない。そこはお任せしますけれども、ただ
0:56:38	僕は担当しなかったんですけれどもKK6 名の許可の時にですねやっぱりこの記載をどうするかっていうその水源の基礎については何か、サプレッションチームは何かさベッションチェンバプール水なのかどっちかって何か、
0:56:51	審査書でその担当者がもう、何かこんな何か困ってた姿を思い出してですね、ちょっとその辺の流路と水源の書き分けっていうのを、もうちょっと単純だったらいいのになあと今思いましたということです。
0:57:04	そのあと、もう1 点でちょっと申し訳ないんですけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:08	どっかにストレナーの話がちらっとこれも、
0:57:12	すでにもう別に何か記載を、下へ、
0:57:16	設計変更とかにはならないんですけれども
0:57:20	PCV格納容器のところ、6 ページのところですね、ストレナーの大型化って言って別にそのそれらそのものについては別にもう今まで通りの明日、
0:57:31	NPSHの決算とかしてもらえばいいんですけれども、ご存知の方いらっしゃるかもしれませんがこちらの方ですね技術情報連絡会というところがあってですねその中で、
0:57:42	ストレナーとかサンプストレナーとかをすり抜けたものが下流側で悪いことしないかどうかっていうことをさんざん検討しまして、最終的なBWRについては
0:57:55	金属問題使うからやっぱり大丈夫ですよって話があってその旨をまた後任の方でも何かしら書いて記載してもらえるとということになってたはずなので、
0:58:05	要するに下流が影響はありませんっていう理由について多分一文多分書くことに多分なっていたはずだと思うのでそこだけは記載何かしら資料付けていただければと思いますがよろしいですか。
0:58:19	特約大田でございます。えっとですね、そちらにつきましては確かという交通下水道の説明書の補足説明資料に、その説明資料をつけるということで決着しております、
0:58:33	田島でもすでについてますけど、K6についても用意してございます。決着はしてんですけど実際シールはどうかっていうだけの話で、それに私、結構関わったので、
0:58:44	関わった以上ついてもらっては困るというそういう意味でアノを1サノ確認したものです。はい、わかりました。ありがとうございます。
0:58:53	そのようにつけるように準備してございます。
0:59:05	規制庁の伊藤です。
0:59:07	その他、
0:59:09	質問等ございますかね何か確認とか、
0:59:15	はい、ではなければ、これでヒアリングは終了したいと思います。
0:59:21	東京電力の方からも、確認等はよろしいですか全体を通して、
0:59:31	東京電力野本です。今回をもって基本設計方針は全部終了になります。こっから個別の説明書に移っていきます。
0:59:42	ので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:43	まずは、我々の方針としては個別の説明書をやった後に、イマイ1月終わりあたりから、要目表をやりたいと考えてます。説明書を、
0:59:56	とか、他のヒアリングも含めて基本設計方針は、順次しっかり直して行って、まとめて修正版をお渡ししようと考えてます。何か追加で説明が必要な場合は、
1:00:08	説明書のナカとセットで説明していこうと考えてます基本設計方針に関しては、それ以外でヒアリングを追加でやるつもりはなくてしっかり修正して綺麗にしたものをお渡しするという
1:00:21	考えていきたいと思ってます。
1:00:24	はい。以上です。
1:00:28	はい、了解しました。
1:00:32	もし、この基本設計方針で個別にヒアリング必要となったらその時はその時でまだセットしたいと思いますので、
1:00:38	はい、では、とりあえずは基本方針はこれで以上ということで、本日のヒアリングはこれで終了したいと思います。
1:00:46	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。